

職 員 の 再 雇 用 に 関 す る 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、定年退職者を再雇用することにより、高齢者の豊かな知識・経験・技能を活用し、この土地改良区の事業の円滑な推進に資するとともに、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の趣旨を踏まえ、雇用と年金の連携を強化し、高齢者の雇用の安定を図ることを目的とする。

(資 格)

第2条 削除

(身 分)

第3条 身分は再雇用職員（以下「職員」という。）とする。

(雇用方法)

第4条 再雇用を希望する者は、少なくとも定年退職日の12カ月前までにその旨を申し出なければならない。また、2年目以降再雇用を継続して希望する者は、6カ月前までにその旨を申し出なければならない。

2 勤務は原則として、短時間勤務とする。但し、理事長からの要請がある場合は、フルタイム勤務を選択することができる。

3 短時間勤務は週31時間とし、フルタイム勤務は週38時間45分とする。

(雇用期間)

第5条 再雇用の期間は1年とし、当該職員の申し出があれば更新する。

2 当該職員が満65歳に達した日以後における最初の3月31日をもって満了とする。

第6条 職務内容は、本人の知識・経験・技能を勘案し、理事長が決定する。

(勤務時間・休日・休暇等)

第7条 この職員の勤務時間・休日・休暇等については、職員就業規程による。

ただし、短時間勤務職員にあっては、月曜日から金曜日までの間の内、原則として1日を週休日とする。この場合、業務に支障があるときは、4週間に4日を超えない範囲で割り振りをすることが出来る。

2 短時間勤務職員の年次有給休暇日数は16日とし、フルタイム勤務職員にあっては20日とする。年次有給休暇の繰越日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えないフルタイム勤務職員にあっては当該残日数、20日を超える職員にあっては20日とする。

ただし、短時間勤務職員にあっては「20日」を「16日」と読み替えるものとする。

(病気休暇)

第7条の2 再雇用職員の病気休暇については、職員就業規程第26条の7に準ずる。ただし、休暇日数については、フルタイム職員にあっては年間10日とし、短時間勤務職員にあっては7日とする。

また、再雇用職員における病気休暇は無給休暇とし、医師の診断書は不要とする。

(給料・手当等)

第8条 この職員には、基本給のほか、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当および期末・勤勉手当を支給する。

2 基本給については月給とし、当該職員の再雇用後の職務の級に応じ、一般職にあっては給与規程第4条別表の再雇用2級を適用する。

ただし、短時間勤務職員にあっては、当該支給額に5分の4を乗じて得た額を支給する。

また管理職の職にあるものにあっては、再雇用欄の職務の級に応じた級から2級下位の

級を適用し、管理職手当については、職務の級に応じた額を支給する。なお、期末・勤勉手当については、給与規程第17条から第18条の規定を適用する。

3 地域手当、通勤手当、超過勤務手当の支給は一般職員の例による。

4 一般職にある者の期末・勤勉手当は、次のとおりとする。

区 分	6 月 期	12 月 期
期 末 手 当	0. 7 1 2 5月	0. 7 1 2 5月
勤 勉 手 当	0. 5 1 2 5月	0. 5 1 2 5月

5 勤務1時間あたりの給与は、基本給に地域手当を加えた額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じて得た数から、職員就業規程第12条第1項第2号に規定する特定休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第9条 給与の支給方法は、一般職員の例による。

(退職金)

第10条 この職員には退職金を支給しない。

(契約の解除)

第11条 職員就業規程第42条による懲戒事由が生じた場合は、直ちに雇用契約を解除するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項は、一般職員の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成18年 9月 1日より施行し、平成18年 4月 1日から適用する。

(その他)

別表 (第8条第2項関係)

(単位：円)

退職前の職階	基 本 給	
	短時間勤務職員	フルタイム勤務職員
課 長 以 上	2 0 6, 0 8 0	2 5 7, 6 0 0
課 長 代 理 以 下	1 7 0, 7 2 0	2 1 3, 4 0 0

附 則

1. この変更規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

(給料・手当等の額に関する特例)

1. 平成21年12月 1日を基準日として支給する期末手当および勤勉手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期「0.85月」とあるのは「0.80月」、「0.40月」とあるのは「0.35月」とする。

この変更規程は、平成21年12月 1日より施行する。ただし、平成21年12月 1日までに退職者があるときは、平成21年 6月 1日を基準として、期末手当については6月期「0.75月」とあるのは「0.70月」であったものとし、勤勉手当については「0.35月」とあるのは「0.30月」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、平成21年12月 1日より施行する。

(給料・手当等の額に関する特例)

1. 平成21年12月 1日を基準日として支給する期末手当および勤勉手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期「0.85月」とあるのは「0.75月」とする。

この変更規程は、平成21年12月 1日より施行する。ただし、平成21年12月 1日までに退職者があるときには、平成21年 6月 1日を基準として、期末手当については6月期「0.75月」とあるのは「0.70月」であったものとし、勤勉手当については「0.35月」とあるのは「0.30月」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、平成22年12月 1日より施行する。
ただし、第8条第4項については平成23年 4月 1日より施行する。

(給料の切り替えに伴う経過措置)

2. 平成22年12月 1日を基準日として支給する期末手当および勤勉手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期「0.85月」とあるのは「0.80月」、「0.35月」とあるのは「0.30月」とする。

附 則

1. この変更規程は、平成23年12月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)

2. 平成26年12月1日を基準日として支給する期末手当および勤勉手当に関する第8条第4項の規定の運用については、12月期勤勉手当「0.325月」とあるのは「0.375月」とする。

ただし、平成26年12月1日までに退職者があるときは、平成26年6月1日を基準として、勤勉手当について、「0.325月」とあるのは「0.35月」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)

2. 平成27年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第8条第4項の規定の運用については、12月期勤勉手当「0.35月」とあるのは「0.45月」とする。

ただし、平成27年12月1日までに退職者があるときは、平成27年6月1日を基準として、勤勉手当について、「0.35月」とあるのは「0.40月」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
2. 別表(第8条第2項関係)は、平成29年3月31日まで適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
ただし、給与規程第4条に定める給料表については、平成30年4月1日より適用する。

(勤勉手当の額に関する特例)

2. 平成30年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期勤勉手当「0.40月」とあるのは、「0.475月」とする。

ただし、平成30年12月1日までに退職者があるときは、平成30年6月1日を基準として、「0.40月」とあるのは、「0.45月」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。
ただし、給与規程第4条に定める給料表については、平成31年4月1日より適用する。

(勤勉手当の額に関する特例)

2. 平成元年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期勤勉手当「0.45月」とあるのは、「0.50月」とする。

ただし、令和元年12月1日までに退職者があるときは、令和元年6月1日を基準として、「0.45月」とあるのは、「0.475月」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 4年 6月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(期末・勤勉手当の額に関する特例)

1. 令和5年12月1日を基準日として支給する期末手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期期末手当「0.6875月」とあるのは、「0.70月」とする。

2. 令和5年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期勤勉手当「0.475月」とあるのは、「0.50月」とする。

附 則

1. この一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。

(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)

2. 令和6年12月 1日を基準として支給する期末手当および勤勉手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期期末手当「0. 70月」とあるのは、「0. 7125月」とし、12月期勤勉手当「0.50月」とあるのは、「0. 5125月」とする。

附 則

1. この一部改正は、令和 8年 4月 1日から施行する。

(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)

2. 令和7年12月 1日を基準として支給する期末手当および勤勉手当に関する第8条第4項の規定の適用については、12月期期末手当「0. 70月」とあるのは、「0. 725月」とし、12月期勤勉手当「0.50月」とあるのは、「0. 525月」とする。